

保護者の皆様

ソフトウェア資産管理に関する 誓約書の提出の依頼について

日本大学 理工学部 数学科
栗野 俊一¹

1 ソフトウェア資産管理の必要性

インターネットの普及に伴い、ソフトウェアの不正コピーとその利用が大きな社会問題の一つとして理解されるようになってから久しくなりますが、これを防ぐために、不正にコピーされたソフトウェアの利用に対して、刑罰が適用されたり、賠償が請求されるといったケースも一般化して参りました。

大学でも、教育機関として、このようなソフトウェアの不正利用を自ら防ぐ努力をすると共に、学生の皆様にそのような不正利用はしないよう指導を行ってきました。

そして、このような活動の一貫として、学内でのソフトウェア資産管理の制度化やシステム化を行い運用しております。

2 ソフトウェア資産管理の対象

このソフトウェア資産管理は、大学が資産として保有する全てのパーソナルコンピュータ(以下、単に PC)に適用され、その PC 上で利用されるソフトウェアが合法であるかどうかを調査、確認し、もし、合法性が確認できない場合は、可及速やかに、その利用を停止し、ソフトウェア利用の健全化を図る事を目的に行われます。

また、この管理責任は、管理対象となる大学の資産となる PC を管理する全ての管理者に課せられ、大学の教職員はもとより、学生の皆さんにも及ぶことになっております。

すなわち、学生であっても、何らかの理由で、大学の資産となる PC に対して、ソフトウェアのインストールを行うのであれば、そのインストール作業に伴う管理責任を負うこととなります。

3 数学科が貸与する Note-PC

数学科では、学科に入学して頂いた学生の方々に、学習の補助を目的に、一人一台の Note-PC をそれぞれ貸与しております。

この Note-PC は、大学で購入し、大学から学生に貸与する形になっておりますが、このような形にすることにより、大学全体にライセンスされたソフトウェア (Mathematica) が、この Note-PC で利用できるようになっております。

しかし、その一方、大学の資産として扱われるため、その Note-PC の管理が問題となります。そして、数学科から貸与された Note-PC の管理者は、その貸与を受けた学生自身となるわけです。

¹kurino@math.cst.nihon-u.ac.jp

本来ならば、数学科で購入したものであり、数学科の財産である以上、その管理責任は、数学科で担うべきものではありませんが、学生一人一人に貸与するという形式を取る以上、貸与された学生の皆様の協力なしには、その責の全うは困難であると考えております。

また、教育的な観点や、Note-PC の利便性の観点からも、学生自身が積極的に Note-PC に新しいソフトウェアをインストールし、自ら管理、運用することが望ましいと考えております。

4 保護者の皆様へのお願い

そこで保護者の皆様にも、是非、上記の主旨を御理解していただき、Note-PC 管理の徹底と、管理責任の一翼を担って頂きたいとお願いすると同時に、大変失礼ではございますが、貸与した Note-PC の管理を行うという協同責任に関する誓約書²の御提出をお願い致したいという次第でございます。

もちろん、大学でも、ソフトウェアの不正利用を行わないように十分に指導し、これまで以上に、適正化のための努力を致す所存でございます。

なお、誓約書を御提出頂けない場合は、貸与した Note-PC を一旦、返却して頂き、必要に応じて、随時貸しを行う形式になるかと思えます。

以上、どうか、ご理解とご協力をお願い致します。

5 質問連絡窓口

この件に関する、ご質問、ご要望の連絡は、以下の担当者までお送りください。

(担当者) 栗野 俊一 (くりの しゅんいち)

(e-mail) kurino@math.cst.nihon-u.ac.jp

(Tel) 03-3259-0864³

(Web) <http://edu-gw2.math.cst.nihon-u.ac.jp/~kurino/>

以上

²「誓約書 (提出用)」の内容に目を通した上で署名捺印のもとに、提出をお願い致します。「誓約書 (控)」の方は、御手許で内容の確認のためにご利用ください。

³この電話は、研究室の電話番号ですが、不在となる可能性が高いので、是非、e-mail でのご連絡をお願い致します。